

## 「年収の壁（いわゆる130万円の壁）」に対応した扶養認定について

厚生労働省から発表された「年収の壁（いわゆる130万円の壁）」における被扶養者認定の取り扱いについてお知らせします。

被扶養者の認定にあたっては、収入が年間130万円未満、かつ、月間108,334円未満（60歳未満の場合）であることが要件となっています。この要件に変更はありませんが、令和5年10月20日以降、パート・アルバイト先の人手不足による一時的な労働時間延長等による場合に限り、収入が一時的に認定基準を上回ったとしても、事業主の証明により、引き続き扶養に入り続けることが可能になります。

### ◇対象者

特定の事業主と雇用関係にある方

- \* 社会保険の適用要件を満たし、パート・アルバイト先で被保険者として加入することになった場合は対象外です。加入日付で扶養削除の手続きを取って下さい。
- \* 学生も対象となります。
- \* フリーランスや自営業者など、特定の事業主と雇用関係にない方は対象外です。

### ◇収入について

- \* 「一時的」な収入増である場合に限られます。雇用契約書等を踏まえ、収入の見込みが恒常的に基準額を上回ることが明らかであるようなケースは対象外です。
- \* 一時的な収入変更と認められる上限額の定めはありませんが、被扶養者の年間収入が次の額を超えた場合は扶養削除の届出が必要です。
  - ・ 被保険者と同一世帯の場合：被保険者の年間収入額
  - ・ 被保険者と別世帯の場合：被保険者からの仕送り年額

### ◇健康保険組合への手続き

#### ①新規に被扶養者申請をするタイミングで一時的に繁忙期であるケース

→「被扶養者（異動）届」に通常の添付書類＋事業主の証明書（別添）を添付して事業主経由で提出して下さい。

#### ②既に被扶養者になっている方が、一時的に繁忙期となったケース

→「一時的」な収入増である場合、翌年2月の被扶養者資格の確認調査の際に、事業主の証明書（別添）の提出が必要となりますので、該当者は事業主に証明書を発行いただき保管しておいて下さい。

※今回の措置は、令和5年10月20日以降の被扶養者認定時に適用し、それ以前については遡及適用しません。また、連続2回（2年間）までを上限とした時限的な措置となります。

以上